

「入札参加資格審査システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 実務検討会における議論や地方公共団体に対する意見照会の結果、多くの市区町村が、物品・役務等と建設工事等の入札参加資格審査申請を同一部署で同一時期に、かつ、同一システムで受け付けている状況が判明した。したがって、地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。 これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。 また、全国単位の共通システムを整備するに当たっては、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法その他の課題²について方向性を整理する必要がある。また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。 このため、全国単位の共通システムの整備の実現に向けては、引き続き、これらの課題について、地方公共団体の意見をよく聞きながら、その実現可能性を含めてさらなる検討を進めていく必要がある。 <u>²その他課題には、事務の共同化・電子申請にすぐには対応できない事業者への対応等が含まれる。</u>	・中間報告会において、事務の共同化を見越した共通システムの整備のあり方、電子申請にすぐには対応できない事業者へのサポートについても検討を依頼したところです。 ・共通化候補案に対する意見照会及び共通化推進方針案に対する意見照会においても、複数の地方自治体から、業務・システムの共通化とあわせて事務の共同化の検討を求める意見や零細事業者等に対する配慮を求める意見が寄せられています。 ・それらの課題については、今後の共通化の推進を進める上で整理すべき課題であると理解しています。今後、国と地方が協力して取組を推進していくために、その点を明らかにするため、左記修正意見をするものです。
【回答】※総務省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 受け入れ可	

「入札参加資格審査システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、見え消し）		修正理由																																																																																																																																																						
3. 共通化の推進スケジュール (2) スケジュール <table><tr><th rowspan="3">取組内容の見出し</th><th colspan="20">工程表</th><th rowspan="3">担当府省庁</th></tr><tr><th colspan="4">2024年度</th><th colspan="4">2025年度</th><th colspan="4">2026年度</th><th colspan="4">2027年度</th><th colspan="4">2028年度</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th></tr><tr><td>物品・役務等に係る共通申請項目等の検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>総務省</td></tr><tr><td>共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>総務省</td></tr><tr><td>建設工事等に係る共通申請項目等の検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>総務省</td></tr><tr><td>共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>総務省</td></tr></table> ※2025 年度に実施予定の検討の中で、2026 年度以降の工程表についても具体化を行う。		取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	物品・役務等に係る共通申請項目等の検討																					総務省	共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討																					総務省	建設工事等に係る共通申請項目等の検討																					総務省	共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）																					総務省	修正理由 ・「共通化の対象選定に向けた令和 6 年度の対象候補の選定及び作業依頼」において、「今後のスケジュールを記した推進方針案」の作成を依頼したところです。 ・課題を検討しなければ、2026 年度以降のスケジュールを立てられないことは理解します。ただ、共通化に期待を寄せている地方自治体が多い中で、現在の表記だけでは、検討で終わってしまうのではないかと懸念を持つ団体もあると考えます。 ・そこで、現時点で、令和 8 年度以降の工程表を具体化することまでは求めませんが、今後、国と地方が協力して取組を進めていくため、令和 7 年度の「地方公共団体の調達関連手続きの共通化・デジタル化に係る実務検討会」の検討の中で、2026 年度以降の工程表について具体化していくことを明記していただきたいと考え、左記修正意見をするものです。
取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁																																																																																																																																			
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度																																																																																																																																							
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4																																																																																																																																				
物品・役務等に係る共通申請項目等の検討																					総務省																																																																																																																																			
共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討																					総務省																																																																																																																																			
建設工事等に係る共通申請項目等の検討																					総務省																																																																																																																																			
共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）																					総務省																																																																																																																																			
【回答】※総務省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載																																																																																																																																																								
受け入れ可																																																																																																																																																								

「環境法令に係る申請・届出システム」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
【水・大気環境局 環境管理課】 2. 共通化の方法 (2) 共通化の効果 ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 略 これらにより、e-Gov を活用してオンライン化することで、事業者の利便性向上及び行政の効率化が図られ、システム経費及び運用経費も含めたトータルコストを大幅に削減することが可能であると考えられる。<u>が、引き続き精査を進め、改めて費用対効果が見込まれるか試算する。</u> 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 2. 共通化の方法 (2) 共通化の効果 ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 費用対効果が見込まれるか試算した。 <u>水・大気環境局 環境管理課の「2（2）ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化」に記載の通り、引き続き精査を進め、改めて費用対効果が見込まれるか試算する。</u>	・「共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼」において、「共通化の効果を見積もるとともに、国・地方を通じた事務負担を含めたトータルコストを最小化する具体的な方法」の検討を依頼したところです。 ・本システム導入による行政の効率化効果を定量的に算出して頂いていますが、「オンライン化の導入コスト」がe-Govで取り扱うこととなっているその他行政手続のオンライン化に対応するためのコストが含まれていることから、精査を要すると考えています。 ・今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、本システム導入による行政の効率化効果を適切に定量化することが必要であると考えられることから、左記修正意見をするものです。

【回答】※環境省及びデジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載

環境管理課・廃棄物規制課・デジタル庁としては、費用対効果を改めて算出することを記入する必要はなく、「精査を進める」としたい。

（修正案）

【水・大気環境局 環境管理課】

2. 共通化の方法

(2) 共通化の効果

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化
略

これらにより、e-Gov を活用してオンライン化することで、事業者の利便性向上及び行政の効率化が図られ、システム経費及び運用経費も含めたトータルコストを大幅に削減することが可能であると考えられるが、引き続き精査を進め、改めて費用対効果が見込まれるか試算する。

【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】

2. 共通化の方法

(2) 共通化の効果

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化
費用対効果が見込まれるか試算した。

水・大気環境局 環境管理課の「2（2）ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化」に記載の通り、引き続き精査を進め、改めて費用対効果が見込まれるか試算する。

【上記を踏まえた対応（案）】

○ 共通化推進方針案については、環境省及びデジタル庁からの回答のとおり修正するよう求める。

「環境法令に係る申請・届出システム」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
【水・大気環境局 環境管理課】 3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 <u>（オ）デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化</u> <u>今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について地方自治体から定期的に意見を聞くとともに、より一層住民サービスの向上や行政の効率化を図る観点から、運用の見直し、運用ルールの明確化・統一化等の必要な措置を講じる。</u> 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 イ. 対応方策 <u>（エ）デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化</u> <u>今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について地方自治体から定期的に意見を聞くとともに、より一層住民サービスの向上や行政の効率化を図る観点から、運用の見直し、運用ルールの明確化・統一化等の必要な措置を講じる。</u> <u>（オ）（処理番号 2-3 の意見）</u>	・ 中間報告会、共通化候補案に対する意見照会及び共通化推進方針案に対する意見照会において、変更手続きの簡便化、廃棄物許可証のデジタル化と現物発行の廃止、届出日及び正本副本の取扱の統一など、運用の見直しや明確化・統一化等を求める意見が寄せられています。 ・ 今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、必要となる事項であるため、左記修正意見をするものです。

(カエ) 担当府省庁のミッション a. 環境省のミッション 地方公共団体ごとの条例による上乗せ、横出し規制のある環境法令等に係る行政手続の電子化について環境整備等を検討する。 b. デジタル庁のミッション 環境省が電子化を検討する行政手続において、e-Gov を利用したオンライン化が可能となるように必要な措置を検討する。	
【回答】※環境省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 【水・大気環境局 環境管理課】 全体として受入れは可能。「必要に応じて」と追記。「自治体」を「公共団体」と修正。 （修正案） 3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 （オ）デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化 今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について、<u>必要に応じて</u>地方自治体公共団体から<u>定期的に</u>意見を聞くとともに、より一層住民サービスの向上や行政の効率化を図る観点から、<u>デジタル化に伴う運用の見直し、運用ルールの明確化・統一化等の必要な措置を講じる。</u> 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 全体として受入れは可能。「必要に応じて」と追記。「自治体」を「公共団体」と修正。 （修正案） 3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 イ. 対応方策 （エ）デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化 今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について、<u>必要に応じて</u>地方自治	

体公共団体から定期的に意見を聞くとともに、より一層住民サービスの向上や行政の効率化を図る観点から、デジタル化に伴う運用の見直し、運用ルールの明確化・統一化等の必要な措置を講じる。

【上記を踏まえた対応（案）】

- 共通化推進方針案については、環境省からの回答のとおり修正するよう求める。

「環境法令に係る申請・届出システム」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
【水・大気環境局 環境管理課】 3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 <u>（カ）関係する他手続・制度への対応</u> <u>グループB・Cの共通化の検討に際しては、関連する他手続・制度との関係を整理する。</u> 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】 3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 イ. 対応方策 <u>（オ）関係する他手続・制度への対応</u> <u>共通化の検討に際しては、関連する他手続・制度との関係を整理する。</u> <u>（カエ）担当府省庁のミッション</u> a. 環境省のミッション 地方公共団体ごとの条例による上乗せ、横出し規制のある環境法令等に係る行政手続の電子化について環境整備等を検討する。 b. デジタル庁のミッション 環境省が電子化を検討する行政手続において、e-Gov を利用したオンライン化が可能となるように必要な措置を検討する。	・ 中間報告会、共通化候補案に対する意見照会及び共通化推進方針案に対する意見照会において、下記のような意見が寄せられています。 【環境管理課】 下水道法に基づく各種届出、電気事業法やガス事業法など経産省通知の施設情報管理等も対象としてほしい。 【廃棄物規制課】 産業廃棄物処理業の許可申請、一般廃棄物処理業の許可申請・各種届出等も対象としてほしい。 ・ 今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、左記修正意見をするものです。

【回答】※環境省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載

【水・大気環境局 環境管理課】

・本要望については所管省庁における判断が必要である。加えて、法令の対象者・所管部署・管理方法が異なる可能性が高く、それぞれの態様に応じた調査と調整が必要。

（修正案）

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

(カ) 関係する他手続・制度への対応

グループB・Cの共通化の検討に際しては、関連する他手続・制度との関係を整理するが、実装については、各法所管省庁において判断する。

【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】

・廃棄物規制課としては、e-Govによる共通化の対象について、産業廃棄物処理業の変更の届出及び特別管理産業廃棄物処理業の変更の届出を対象と整理した際と同様に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を参考に、手続数1万件以上／年を目安として、処理件数が多い手続を中心に、これらと届出や申請に係る提出先や提出内容等のスキームに関連性の認められる産業廃棄物に関する行政手続を対象とする方向で検討する。

・一般廃棄物処理業の許可申請・各種届出については、廃棄物適正処理推進課が所掌する手続であって、廃棄物規制課の所掌外である。

（修正案）

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

イ. 対応方策

(オ) 関係する他手続・制度への対応

共通化の検討に際しては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の考え方を参考にしながら、産業廃棄物に関連する他手続・制度との関係を整理する。

【上記を踏まえた対応（案）】

○ 【水・大気環境局 環境管理課】

共通化推進方針案については、環境省からの回答のとおり修正するよう求める。

○ 【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】

一般廃棄物処理業の許可申請・各種届出については、産業廃棄物処理業にかかる申請・届出と関連しているとは必ずしも言えず、今後、慎重な検討が必

要であることから、現時点においては、産業廃棄物処理業を対象に注力することとし、共通化推進方針案については、環境省からの回答のとおり修正するよう求める。

「建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
2. 共通化の方法 建築分野の生産性の向上を促進するため、建築基準法に基づく行政手続のデジタル化に必要な基盤となるシステム整備等を行う。<u>このシステム整備等を通じて、建築生産現場において、BIM データを用いた建築確認申請を広く普及・実装していくことにより申請・審査の効率化を図るとともに、共通化された BIM データやその伝達手法を社会に共有することで BIM の可能性を更に広げる。</u> 3. 対象とする手続の共通化の推進スケジュール (1) 建築確認 ア. 建築確認電子申請受付システムの供用 令和 7 年 4 月より、建築確認の申請及び確認済証の受領、消防同意をオンラインで行うことができる「建築確認電子申請受付システム」の供用を開始する。 イ. BIM 図面審査 令和 8 年 4 月より、建築確認電子申請受付システムを機能拡張して BIM データを扱うことのできる「確認申請用 CDE」と接続することにより、BIM を参考データとして提出し、確認審査に活用する「BIM 図面審査」の運用を開始する。<u>BIM 図面審査では、BIM ソフトウェアを使用し作成された整合性の高い申請図書を用いて審査することにより、審査者は整合性確認を一部省略することが可能となり、審査期間の短縮が図られ、申請者、審査者双方の利便性の向上につながる。</u> ウ. BIM データ審査 令和 11 年 4 月より、「確認申請用 CDE」に審査補助機能を付与し、BIM データを直接審査の対象とする「BIM データ審査」の運用を開始する。<u>BIM データ審査では、BIM</u>	- 共通化推進方針は、建築確認担当だけが見るものではなく、それ以外の職員も含めて、国と地方が参照するものと考えており、それらの関係者が目標を共有しながら共通化を進めるための道しるべになるものと考えています。 - したがって、中間報告会で議論のあったとおり、BIM の可能性を記し、BIM に対応することで建築確認の現場にもたらず申請者、審査者双方にとってのメリットを共通化推進方針において示すよう、左記修正意見をするものです。

データそのものをコンピュータで読み取り審査することが可能となり、更なる審査期間の短縮が図られ、申請者、審査者双方の利便性の向上につながる。

【回答】※国交省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載

WT ご指摘の趣旨は受け入れつつ、下記の通り表現の修正をお願いします。

なお、2. への追記案について、2. は建築基準法の手続全般に係るシステムについての記載であり、射程がBIMに限らないため、当該追記案を（1）の末尾に移動するとともに表現を修正しています。

＜修正内容＞

2. 共通化の方法

建築分野の生産性の向上を促進するため、建築基準法に基づく行政手続のデジタル化に必要な基盤となるシステム整備等を行う。~~このシステム整備等を通じて、建築生産現場において、BIMデータを用いた建築確認申請を広く普及・実装していくことにより申請・審査の効率化を図るとともに、~~共通化されたBIMデータやその伝達手法を社会に共有することでBIMの可能性を更に広げる。

3. 対象とする手続の共通化の推進スケジュール

(1) 建築確認

ア. 建築確認電子申請受付システムの供用

令和7年4月より、建築確認の申請及び確認済証の受領、消防同意をオンラインで行うことができる「建築確認電子申請受付システム」の供用を開始する。

イ. BIM 図面審査

令和8年4月より、建築確認電子申請受付システムを機能拡張してBIMデータを扱うことのできる「確認申請用CDE」と接続することにより、BIMを参考データとして提出し、確認審査に活用する「BIM 図面審査」の運用を開始する。BIM 図面審査では、BIMにより作成された図書を用いて審査することによりソフトウェアを使用し作成された整合性の高い申請図書を用いて審査することにより、審査者は整合性確認を一部省略することが可能となり、審査期間の短縮が図られ、申請者、審査者双方の利便性の向上につながる。

ウ. BIM データ審査

令和11年4月より、「確認申請用CDE」に審査補助機能を付与し、BIMデータを直接審査の対象とする「BIM データ審査」の運用を開始する。BIM データ審査では、BIM データそのものをコンピュータで読み取り用いて審査することが可能となり、更なる審査期間の短縮が図られ、申請者、審査者双方の利便性の向上につながる。

上記イ及びウの整備等を通じて、BIMによる建築確認を普及し、申請・審査の効率化を図るとともに、ライフサイクル全体でのBIMデータの活用・普及を促進する。

【上記を踏まえた対応（案）】

- 共通化推進方針案については、国土交通省からの回答のとおり修正するよう求める。

「建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
(4) 建築計画概要書等の閲覧 ア. 閲覧のためのシステムの供用 令和9年4月を目標に、特定行政庁に対する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発を目指す。<u>その際、営利目的の閲覧への対応や地方公共団体が独自に導入している既存のシステムとの連携等を検討する。</u>また、<u>個人情報の取扱いを含め、</u>手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。 なお、指定道路図及び指定道路調書については、すでに多くの地方公共団体において、インターネット上の地図情報システムにより道路台帳、都市計画等と併せて閲覧に供されていることから、国によるシステムの開発を検討することは現時点では想定していない。	- 候補選定時の意見照会や共通化推進方針案への意見照会において、多くの自治体から、建築計画概要書等のオンライン請求にあたっては、 ① 営利目的の閲覧への対応の必要性、 ② 今後開発されるシステムと既存のシステムとの連携に係る対応の必要性、 ③ 個人情報の取扱いへの配慮の必要性 に係る意見が寄せられました。 - 営利目的の閲覧への対応、個人情報の取扱いへの配慮の必要性に関しては、中間報告会において、対応の必要性について指摘をしました。 - 今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、貴省におかれては、自治体の意見に丁寧な耳を傾けていただきたいと考え、左記修正意見をするものです。
【回答】※国交省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 すでに地方公共団体が独自に導入している既存のシステムとの連携については、具体的にどのような連携の可能性があるのかが不明であるため、記載を落としていただきたく存じます。 すでに建築計画概要書等の閲覧のオンライン請求が可能な独自のシステムが整備されている場合、当該既存のシステムにより閲覧の請求を行うこととなり、当該既存のシステム内で手続きが完結すると考えられ、当方において整備する閲覧のためのシステムとどう連携する余地があるのか、不明です。 また、WT ご指摘の部分ではありませんが、地方公共団体より、閲覧については請求部分しかオンライン対応しないのかと問う意見をいただいております、閲覧もオンライン対応することがわかるよう一部表現を訂正させていただきたく存じます。	

＜修正内容＞

(4) 建築計画概要書等の閲覧

ア. 閲覧のためのシステムの供用

令和9年4月を目標に、特定行政庁に対する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発を目指す。その際、営利目的の閲覧への対応や地方公共団体が独自に導入している既存のシステムとの連携等を検討する。また、個人情報の取扱いを含め、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。

なお、指定道路図及び指定道路調書については、すでに多くの地方公共団体において、インターネット上の地図情報システムにより道路台帳、都市計画等と併せて閲覧に供されていることから、国によるシステムの開発を検討することは現時点では想定していない。

【上記を踏まえた対応（案）】

- 共通化推進方針案については、国土交通省からの回答のとおり修正するよう求める。

「建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
(6) 関連する他法令の制度への対応 ア. 建築確認電子申請受付システムの機能拡張 建築物の建築にあたり同時に行われることが想定される他法令の制度（住宅性能評価の申請、長期優良住宅の認定申請等）についても、<u>地方公共団体のニーズを丁寧に把握した上で、</u>建築確認電子申請受付システムの機能拡張により対応できないか検討する。	- 候補選定時の意見照会において、多くの自治体から、例えば、低炭素建築物認定制度、都市計画法、道路法といった関連する他法令の制度への対応に係る意見が寄せられています。また、建築確認申請手数料等の徴収機能の具備等の機能拡張に係る意見が寄せられています。これらの意見の是非については、ワーキングチームとして判断はしないものの、中間報告会において述べたとおり、貴省におかれては、今後、自治体の意見に丁寧に耳を傾けていただきたいと考えています。 - 今後、国と地方が協力して取組を推進していくために、左記修正意見をするものです。
【回答】※国交省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 修正意見を受け入れます。	

「預貯金照会のオンライン化の拡大」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
3. 今後の対応策 （１）地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進 略 この際、預貯金照会業務のデジタル化に関する情報やオンライン照会サービスに関する情報の不足を理由に地方自治体における利用の検討が着手できない、進まないといった課題があることから、デジタル庁と制度所管省庁が連携し、地方自治体に対し、<u>令和３年（2021年）に、金融機関×行政機関の情報連携検討会の下で課題検討ワーキング・グループにおいて整理した事項[※]や金融機関の照会ルールへの対応を省力化できる PiMS の活用方策を含め、必要な情報提供を行うこととする。</u> （２）金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進 金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、金融機関に<u>対するし、令和３年（2021年）に、金融機関×行政機関の情報連携検討会の下で課題検討ワーキング・グループにおいて整理した事項を含め、必要な情報提供を継続して実施する。</u> <u>[※]本人特定の粒度に関する行政機関からの照会・金融機関からの回答に係る基本的な原則、行政機関と金融機関との間の役割・責任分担など</u>	・ 中間報告会、共通化候補案に対する意見照会及び共通化推進方針案に対する意見照会において、金融機関への照会項目、照会のルール等の統一を求める意見が寄せられています。 ・ また、DAIS を利用している場合、PiMS を利用することで、照会方法の統一をせずに、金融機関ごとの照会様式に対応することが可能と承知しています。 ・ ついては、今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、必要となる事項であるため、左記修正意見をするものです。
【回答】※デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 ○（１）について、以下の通り修正願いたい。なお、（２）については修正を受け入れる。 （修正案） 3. 今後の対応策	

(1) 地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進

略

この際、預貯金照会業務のデジタル化に関する情報やオンライン照会サービスに関する情報の不足を理由に地方自治体における利用の検討が着手できない、進まないといった課題があることから、デジタル庁と制度所管省庁が連携し、地方自治体に対し、令和3年(2021年)に、金融機関×行政機関の情報連携検討会の下で課題検討ワーキング・グループにおいて整理した事項⁸や~~金融機関の照会ルールへの対応を省力化できるPiMSの活用方策~~金融機関への照会ルールの対応を省力化できるサービスの活用などを含め、必要な情報提供を行うこととする。

※注書は、修正なし。

(修正理由)

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチームの修正理由を踏まえ、今後、地方自治体へ情報提供する具体的な内容を追記しております。

【上記を踏まえた対応(案)】

○ 共通化推進方針案については、デジタル庁からの回答のとおり修正するよう求める。

「預貯金照会のオンライン化の拡大」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
3. 今後の対応策 （１）地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進 略 この際、預貯金照会業務のデジタル化に関する情報やオンライン照会サービスに関する情報の不足を理由に地方自治体における利用の検討が着手できない、進まないといった課題があることから、デジタル庁と制度所管省庁が連携し、地方自治体に対し、必要な情報提供を行うこととする。<u>あわせて、地方自治体からのサービス機能改善を求める声を丁寧</u> <u>に聞き、預貯金照会サービスの利用拡大に向けて、ベンダと対話を重ねていく。</u>	・ 中間報告会及び共通化候補案に対する意見照会において、文字要件やデータの取り込みなどに関するシステムの対応を求める意見が寄せられています。 ・ 今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、必要となる事項であるため、左記修正意見をするものです。
【回答】※デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 ○以下の通り、修正願いたい。 （修正案） あわせて、地方自治体からのサービス機能改善を求める声を丁寧に聞<u>きくとともに</u>、預貯金照会サービスの利用拡大に向けて、ベンダと対話を重ねていく。 （修正理由） 共通化推進方針では、地方自治体及び金融機関に対し、必要な情報提供を行うこととしており、その提供内容を検討するためには、地方自治体・金融機	

関・ベンダから丁寧な対話を行うことが肝要だと考えております。

以上の内容について、地方自治体からの意見を丁寧に聞くことと、ベンダとの対話を重ねていくことを明確にするため、修正しました。

【上記を踏まえた対応（案）】

○ 共通化推進方針案については、デジタル庁からの回答のとおり修正するよう求める。

「預貯金照会のオンライン化の拡大」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
3. 今後の対応策 （1）地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進 令和元年に、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進する方針が示され、この方針を踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても「書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされたことを受け、関係機関が連携して取組を進め、一定の業務効率化の効果を出していることから、引き続き、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用して、<u>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）においてオンライン化対象手続としている67手続のデジタル化を推進することとする。その進捗を踏まえ、その他業務への利用促進を検討する。</u>	- 候補選定時の意見照会及び共通化推進方針案への意見照会において、地方自治体から、オンライン照会サービス等の利用を促進する対象を、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においてオンライン化対象手続としている67手続のみならず、滞納整理業務に拡大することを求める意見が寄せられています。 - 現時点で、オンライン化を予定する67手続以外の業務について、利用拡大の検討や工程表の具体化を行うことは求めませんが、今後、国と地方が協力して取組を進めていくため、67手続のデジタル化の進捗状況を踏まえ、その他手続への利用を検討することを明記していただきたいと考え、左記修正意見をするものです。
【回答】※デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 ○以下の通り、修正願いたい。 （修正案） ・・・引き続き、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用して、<u>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）においてオンライン化対象手続としている67手続の自治体における照会ニーズ及び政策効果が高い分野から順次、デジタル化を推進することとする。その上で、これらの進捗を踏まえ、その他業務でへの当該サービス等の利用の必要性について、デジタル庁は制度所管省庁と連携し促進を検討する。</u> （修正理由） 共通化推進方針案では、「オンライン照会サービスを利用するためには、初期費用や月額基本料、照会件数ごとの従量課金（金融機関においては、システム改修費用）などの費用が生じるため、これらの経費削減効果との比較が必要である。」旨明記しており、照会ニーズ及び政策効果が高い分野から順次、デ	

デジタル化を推進する旨修正しました。

また、その他の業務でのオンライン照会サービスの利用についてはその必要性を見極める必要があるため、ただちにその他業務への当該サービスの利用を促進するのではなく、照会ニーズ及び政策効果が高い分野でのデジタル化の推進状況を踏まえ、制度所管省庁と連携し当該サービスの利用の必要性について検討する旨、修正しました。

【上記を踏まえた対応（案）】

○ 共通化推進方針案については、デジタル庁からの回答のとおり修正するよう求める。

「選挙結果に関する調査・報告システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ア. システムリリース 令和7年1月までに設計、開発、テスト等を終え、令和7年2月に刷新した「投・開票速報オンラインシステム」をリリースした。 イ. 各選挙管理委員会に対する支援 (ア) 操作研修会の実施 各選挙管理委員会の職員向けに、本システムの機能等を説明する操作研修会をオンラインで実施した（令和7年2月）。 操作研修会の内容は動画化し、各選挙管理委員会に提供した。 (イ) ヘルプデスクの設置 各選挙管理委員会からの本システムに関する問い合わせに対応するヘルプデスクを設置した（令和7年3月）。 国政選挙・国民審査期間中にはヘルプデスクの対応者を増員し、問い合わせの増加に随時対応できる体制を構築する予定。 (ウ) 選挙時リハーサルの実施 国政選挙・国民審査の執行に際しては、公示日及び投・開票日のリハーサルを各2回、計4回実施し、円滑な速報業務の遂行に繋げる。 <u>ウ. 継続的な見直しと改善</u> <u>本システムリリース後の運用プロセスにおいて、将来的な地方選挙への活用の検討といった課題について、自治体の意見を丁寧に聴きながら、柔軟に対応していく。</u>	- 候補選定時の意見照会や共通化推進方針案への意見照会において、多くの自治体から、将来的な地方選挙への活用の検討に係る意見が寄せられています。これらの意見の是非については、ワーキングチームとして判断はしないものの、中間報告会において述べたとおり、貴省におかれては、今後、自治体の意見に丁寧に耳を傾けていただきたいと考えています。 - 今後、国と地方が協力して取組を推進していくために、左記修正意見をするものです。

【回答】※総務省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載

○回答（一部受け入れ）

以下のとおり「、将来的な地方選挙への活用の検討といった課題について」という文言を削除されたい。

ウ．継続的な見直しと改善

本システムリリース後の運用プロセスにおいて、~~「将来的な地方選挙への活用の検討といった課題について」~~、自治体の意見を丁寧に聴きながら、柔軟に対応していく。

○理由

- ① システム運用開始後においても、自治体の意見を丁寧に聴きながら、運用していくことに異論ないが、分権提案の意見等を踏まえ刷新してきたシステムのリリース直後に、今後の具体的な仕様変更の内容を付すことは適切でない。「将来的な地方選挙への活用の検討」といった具体的な例示は控えられたい。
- ② 本システムは、国政選挙において、短時間のうちに、全ての都道府県・市区町村選管の開票結果を、比例代表選挙に特有の複雑な計算を含め、集計・速報するために構築しているもの。地方選挙（都道府県・指定都市の選挙を想定）での活用は、対象団体数や必要な機能において前提が異なっている。また、当該地方選挙の実施時期はバラバラであり、頻度も４年に１度で処理件数として多くないこと等も踏まえると、全国共通のシステム化によりコストに応じた効果が図れるか慎重な検討が必要となることから、具体的な例示項目として不適切と考えている。

【上記を踏まえた対応（案）】

- 意見に対する総務省からの回答の「理由」のとおり、本システムを地方選挙に活用することについて一定の課題があると見込まれることから、まずは総務省においては、本システムについて国政選挙での活用を円滑に進めることに注力した上で、今後、地方自治体の意見を丁寧に聴きながら、地方選挙への活用の課題を整理し、共通化の是非も含め検討をすることを促していくこととし、共通化推進方針案については、総務省からの回答のとおり修正するよう求める。

「ふるさと納税の返礼品確認システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
2. 共通化の方法 (2) 共通化の効果 イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 「ふるさと納税の返礼品確認システム」として全国統一的なシステムを調達・運用することにより、国・地方を通じて、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。<u>このため、今後、調達仕様を調製・確定等していくプロセスにおいて、地方団体の負担軽減効果等を把握し、改めて、システム導入による行政の効率化効果を定量的に算出する。</u>	・「共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼」において、「共通化の効果を見積もるとともに、国・地方を通じた事務負担を含めたトータルコストを最小化する具体的な方法」の検討を依頼したところです。 ・中間報告会において、定量的な効果の把握について、「タイムスタディ等を通じて推定する方法が一般的。デジタル庁が進めているやり方も参考に取組んで欲しい」旨の指摘もしました。 ・共通化推進方針案に対する意見照会においても、トータルコストの具体化を求める意見が寄せられました。 ・今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、本システム導入による行政の効率化効果を定量的に算出することが必要であると考えられることから、左記修正意見をするものです。
【回答】※総務省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 昨年度、一部の地方団体に協力いただいて類似のシステムで実証を行いました。アンケートを通じ、協力団体における事務負担削減効果を把握しておりますので、以下のとおり修正案を提出します。 「ふるさと納税の返礼品確認システム」として全国統一的なシステムを調達・運用することにより、国・地方を通じて、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。このため、<u>今後、調達仕様を調製・確定等していくプロセスにおいて、地方団体の負担軽減効果等を把握し、改めて、システム導入による行政の効率化効果を定量的に算出する。地方団体の負担軽減効果を算出するとともに、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。</u>	

＜参考：協力団体における事務負担削減効果の把握＞

協力団体（4県33市町）を対象とし、類似のシステムの導入により、従来の事務と比較してどの程度負担が軽減されたかをアンケートにより把握した。作業時間の削減効果を「データの送受信」、「データの管理」及び「問い合わせ」の区分ごとに集計している。その結果を踏まえて、今後、地方団体全体の事務負担削減効果を算出していくこととしている。

【上記を踏まえた対応（案）】

- 共通化推進方針案については、総務省からの回答のとおり修正するよう求める。

「ふるさと納税の返礼品確認システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ○ 共通化の進め方について ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、<u>自治体の意見を丁寧に聴きながら、柔軟に調整していくものとする。</u>	- 候補選定時の意見照会、共通化推進方針案への意見照会において、多くの自治体から、システムが具備すべき機能の改善に係る意見が寄せられています。個別の機能改善やの是非については、ワーキングチームとして判断はしないものの、中間報告会において述べたとおり、貴省におかれては、今後、自治体の意見に丁寧に耳を傾けていただきたいと考えています。 - 今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、左記修正意見をするものです。
【回答】※総務省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 御意見のとおり修正します。	

「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
2. 本システムの利用拡大スケジュール 2025 年度以降の各資格の利用開始スケジュール※については以下の通りである。スケジュールに従い、各資格の利用拡大を実現していく。<u>都道府県が関係する資格に係る利用拡大の進捗を踏まえ、その他資格、免許、試験、講習修了証への利用を検討する。</u> 工程表（略） ※オンライン・デジタル化を予定する 84 資格のうち、上記で示した 34 資格以外の 50 資格に係るスケジュールについてもとりまとめて追加予定。なお、調整を進める中で開始時期を早期化できる場合は積極的に実施する	・当該システムは、国家資格のみならず、さまざまな免許、試験、講習修了証のオンライン・デジタル化にも活用できるものと承知しています。 ・共通化候補案に対する意見照会において、地方自治体から、国家資格等情報連携・活用システムの講習修了証への利用を求める意見が寄せられています。 ・現時点で、オンライン・デジタル化を予定する 84 資格（都道府県が関係する 34 資格を含む）以外の資格等について、利用拡大の検討や工程表の具体化を行うことは求めませんが、今後、国と地方が協力して取組を進めていくため、都道府県が関係する 34 資格のオンライン・デジタル化の利用拡大の進捗状況を踏まえ、その他資格等への利用を検討することを明記していただきたいと考え、左記修正意見をするものです。
【回答】※デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 現時点で本システムの利用を予定していない資格等に対する利用拡大に関しては、制度所管省庁等における検討を踏まえて示された利用意向に基づいて対応するプロセスとなること、対応の検討にあたっては都道府県が関係する資格を含む各資格の進捗を踏まえる必要があることから、以下の記載とさせていただきます。 2. 本システムの利用拡大スケジュール 2025 年度以降の各資格の利用開始スケジュール※については以下の通りである。スケジュールに従い、各資格の利用拡大を実現していく。<u>また、都道府県が関係する資格に係るをはじめとした各資格の利用拡大の進捗を踏まえ、その他資格、免許、試験、講習修了証等における本システムの利用に係る要望への対応利用を検討する。</u> 工程表（略）	

※オンライン・デジタル化を予定する 84 資格のうち、上記で示した 34 資格以外の 50 資格に係るスケジュールについてもとりまとめて追加予定。なお、調整を進める中で開始時期を早期化できる場合は積極的に実施する

【上記を踏まえた対応（案）】

- 共通化推進方針案については、デジタル庁からの回答のとおり修正するよう求める。

「重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
3. 共通化の推進スケジュール （１）共通化を進める上での課題と対応方策 ア. 共通化にあたっての課題 （ア）現状、高齢・障害・子ども・生活困窮の各相談支援分野では、分野間はもとより分野内でも、市町村（相談支援機関）ごとに相談記録システムの仕様にばらつきがあり、各支援関係機関との情報共有のために、同機関が現在使用しているシステムと同プラットフォームを直接接続させるの標準仕様を提示することは極めて困難。他方で、当該システムと同プラットフォームとの連携を希望する自治体の声がある。 3. 共通化の推進スケジュール （１）共通化を進める上での課題と対応方策 イ. 対応方策 （ア）支援関係機関が現在使用している相談記録システムの仕様を標準化し、同システムと同プラットフォームとを直接接続させる標準仕様を提示することは、同システムの仕様が多岐に亘ることから行わないものの、現場の職員が二重入力することのないよう、同プラットフォームの標準仕様書は、当該システムと同プラットフォームとの連携を可能とする仕様となるよう検討する。	・ 共通化推進方針案に対する意見照会において、相談記録プラットフォームと、既にあるシステムとの互換性を求める意見に加え、関係機関同士の情報共有による円滑な連携が可能となるようプラットフォームの基本機能を整備してほしいとの意見がありました。中間報告会においても同様の意見がありました。各支援機関が使用しているシステムの標準化を行う困難性は理解しますが、現在の推進方針案の記載では、相談記録プラットフォームと他のシステムとの連携ができないとの誤解が生じるものと考えます。 ・ 今後、国と地方が協力して取組を推進していくために、上記の誤解を生じさせないよう、明確化するために左記修正意見をするものです。
【回答】※厚生労働省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 ○回答（一部受け入れ） 以下のとおり修正意見を提出します。 3（１）ア（ア） 「・・・各支援関係機関との情報共有のために、同機関が現在使用しているシステムと同プラットフォームを直接接続させるの標準仕様を提示することは極めて困難。他方で、当該システムと同プラットフォームとの連携を希望する自治体の声がごく一部にはある。」	

3(1)イ(ア) 「支援関係機関が現在使用している相談記録システムの仕様を標準化し、同システムと同プラットフォームとを直接接続させる標準仕様を提示することは、同システムの仕様が多岐に亘ることから行わないものの、現場の職員が二重入力することのないよう、同プラットフォームの標準仕様書は、当該システムと同プラットフォームとの連携を可能とする仕様となるよう検討する。

○理由

- ① 本共通化推進方針案は、令和6年度に千葉県において作成された、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームの仕様書案をもとに記載したものである。同案においては、各支援関係機関が使用しているシステムと直接接続させる標準仕様を提示することが極めて困難との理由により連携は想定されなかったことから、仕様書策定過程での検討を踏まえ、同連携に係る検討は行わない。
- ② 連携を希望する自治体は1,788自治体のうち2自治体のみであったことを踏まえ、同意見をもつ自治体は非常に少ないことを正確に示すため、「ごく一部には」を追記する。

【上記を踏まえた対応（案）】

- 令和6年度に千葉県では、現場の相談支援員が使いやすい重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームを目指してプロトタイプを構築しており、同プロトタイプを基に仕様書案が作成されたが、その検討過程のワークショップの中で「二重入力を避けてほしい」という現場の声が大きかったものと認識している。他方で、どのような業務でどのような情報をどのように連携させるかについては課題として残っていることも事実であり、現段階において、共通化推進方針案については、厚生労働省からの回答のとおり修正を求めつつ、令和7年度以降の取組において、自治体の声を丁寧に把握した上で、標準仕様書に適切に反映することを含めて厚生労働省に対応を求めていく。

「重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
2. 共通化の方法 （2）共通化の効果 ア. 共通化後の効果の大きさ （ア）行政の効率化 類似システムを導入していない市町村において、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームを新たに導入することで、支援関係機関間での情報共有の円滑化、支援対象者に係る情報管理の適正化等が図られ、支援関係機関が過不足なく情報を共有し、連携して効果的・効率的に支援方針を検討し、実行できる体制の維持に寄与することが期待される。 導入による情報共有・情報管理の円滑化・適正化によりもたらされる便益は、以下計算式による試算が可能と考えられるが、一方で、同プラットフォームを利用する職員数や、職員1人あたりの年間業務時間数、同プラットフォームを利用することによる業務時間削減割合、共同調達によるライセンス料やネットワーク利用料等のスケールメリット等は、別途精査を行っているところであり、具体的な試算は、当該精査の状況を踏まえながら検討する。 3. 共通化の推進スケジュール （1）共通化を進める上での課題と対応方策 イ. 対応方策 （イ）同プラットフォーム導入の費用対効果を少しでも高めるため、多機関協働事業による支援（多様な関係者間での情報共有）にあたり必要な情報や機能等（同プラットフォームが備えるべき機能等）を、個人情報の取扱等にも留意しながら精査し絞り込んだ上で、利用（開発・運用）コストを最小化するとともに、同プラットフォームにおいて取扱う件数が少ないと見込まれる場合であっても、例えば都道府県単位での共同調達を行うことにより、費用を低減し、導入を進め	・ 共通化推進方針案に対する意見照会において、相談記録プラットフォームの標準仕様書に沿ったシステムの導入及び利用に係る費用等の低廉化を図るため、共同調達等の効果的と考えられる方策を積極的に検討していただきたい旨の意見がありました。 ・ 費用対効果がでない団体にシステムの導入を進めるべきではないと考えますが、財政力の低い団体においても上記意見のような工夫をすることで、デジタルの恩恵を得ることも考えられます。また、都道府県単位の共同調達は、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）においても推奨されているところです。 ・ 今後、国と地方が協力して取組を推進していくため、共同調達も費用逡減のための1つの方法であることを明記していただきたく、左記修正意見をするものです。

ることも考えられる。

【回答】※厚生労働省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載

○回答（一部受け入れ）

3（1）イ（イ）については、以下のとおり修正意見を提出します。

「同プラットフォーム導入の費用対効果を少しでも高めるため、多機関協働事業による支援（多様な関係者間での情報共有）にあたり必要な情報や機能等（同プラットフォームが備えるべき機能等）を、個人情報の取扱等にも留意しながら精査し絞り込んだ上で、利用（開発・運用）コストを最小化するとともに、~~同プラットフォームにおいて取扱う件数が少ないと見込まれる場合であっても、例えば都道府県単位での共同調達を行うことにより、費用を低減し、導入を進めることも考えられる。~~

○理由

重層的支援体制整備事業の多機関協働事業において対応すべき支援ニーズは、これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援に係る既存制度等を最大限に活用してもなお十分に対応できないものに限られ、同プラットフォームで管理すべき支援ニーズは、1市町村あたり年間数件から数十件程度と見込まれる。この程度の件数を管理するに留まるプラットフォームの費用対効果は、共同調達を行った程度で生じるものではない。

【上記を踏まえた対応（案）】

○ 都道府県単位での共同調達は、トータルコストを最小化するための有効な手段の1つであると考えてはいるが、相談記録プラットフォームについて実績がないことから、現段階において、共通化推進方針案については、厚生労働省からの回答のとおりに修正を求めつつ、今後、令和7年度以降の取組において、都道府県単位での共同調達で効果が見込まれると判断できる場合には、共通化推進方針の修正を含めて厚生労働省に対応を求めていく。

「重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
2. 共通化の方法 （2）共通化の効果 イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ そもそも、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業において対応すべき支援ニーズは、上述のとおり、これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援に係る既存制度等を最大限に活用してもなお十分に対応できないものに限られ、同プラットフォームで管理すべき支援ニーズは、1市町村あたり年間数件から数十件程度と見込まれるものでありもの、多くの市町村にあっては同プラットフォームを導入することの費用対効果が期待できない懸念ことを考慮する必要がある。 3. 共通化の推進スケジュール （1）共通化を進める上での課題と対応方策 ア. 共通化にあたっての課題 （イ）重層的支援体制整備事業実施市町村数は全市町村のうち約2割強である。加えて、上述のとおり、同プラットフォームで管理すべき支援ニーズは、1市町村あたり年間数件から数十件程度と見込まれるものであり、特に小規模市町村にあっては、同プラットフォームを導入することの費用対効果が期待できない懸念があるはない。	・ 共通化推進方針案に対する意見照会において、共通化推進方針案に記載されている「支援ニーズの件数」には、重層的支援会議につながっていない相談支援等の件数が含まれていないとの意見がありました。また、同意見照会において、相談記録プラットフォームは、福祉相談支援現場のニーズに沿った各種機能を備えるものであり、導入・利用に係る費用比較だけでなく、相談支援員の業務負担の軽減、業務の円滑化や相談支援の質の向上、共同調達の実施、データ移行が容易になること等による低コスト化や業務負担の軽減など、多様な便益を試算するべきではないか、との意見がありました。 ・ トータルコストを可視化していくことは、今後、国と地方が協力して取組を推進していくためにも重要と考えていますし、費用対効果がでない団体にシステムの導入を進めるべきではないと考えますが、本推進方針案2（2）共通化の効果等において費用対効果の具体的な算定は今後の検討としているように、費用対効果については、今後の相談記録プラットフォームの実装状況を踏まえ、算定をしていくものと理解しており、現段階において、費用対効果がないと断定する必要はないと考えておりますので、左記修正意見をするものです。
【回答】※厚生労働省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 ○回答（受け入れ不可） 以下のとおり修正意見を提出します。	

2(2)イ 「・・・同プラットフォームで管理すべき支援ニーズは、1市町村あたり年間数件から数十件程度と見込まれるものであり、多くの市町村にあっては同プラットフォームを導入することの費用対効果が期待できない懸念ことを考慮する必要がある。

3(1)ア(イ)「・・・同プラットフォームを導入することの費用対効果が期待できない懸念があるはない。」

○理由

相談記録プラットフォームは、仕様書案に定めるとおり、「これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用してもなお十分に対応ができなかった支援ニーズについて、支援対象者本人のみならず、支援対象者を取り巻く環境(世帯、親族、関係者等)を迅速かつ安全に共有し、重層的支援会議による支援プランの作成を円滑に行うことができるようにする」ことを目的とするものである。従って、修正意見にある「重層的支援会議につながれていない相談支援等」は、同プラットフォームで管理すべき支援ニーズにはあらず、多くの市町村にあっては同プラットフォームを導入することの費用対効果はない。

【上記を踏まえた対応(案)】

- 令和6年度に千葉県では、現場の相談支援員が使いやすい重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームを目指してプロトタイプを構築しており、同プロトタイプを基に仕様書案が作成され、令和7年度以降に同プラットフォームが実装される予定と認識している。したがって、現段階において、共通化推進方針案については、厚生労働省からの回答のとおり修正を求めつつ、今後、令和7年度以降の取組において、投資対効果を見極めることとし、その結果と本修正の内容が異なるようであれば、共通化推進方針の修正を含めて厚生労働省に対応を求めていく。

「重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見（案）

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
2. 共通化の方法 （1）共通化すべき業務・システム イ. 共通化後の姿（共通化パターン等） 当省が策定する標準仕様書をもとに、複数の事業者が当該標準仕様書に沿ったシステムをガバメントクラウドに構築し、利用を希望する市町村が、複数のシステムの中から任意のシステムを選択し、必要に応じて当該システムを提供する事業者と利用契約を結ぶ（共通化パターンB）形式とする。 なお、<u>現在の標準仕様書案</u>に記載する個々の機能をみれば、同機能を持つシステム等はすでに市販されており、同システム等を利用している市町村も存在している。このため、標準仕様書に沿ったシステムを利用するか否かは、市町村の判断と<u>する</u>であり、当該相談記録プラットフォームを市町村の判断で幅広く活用することについて妨げるものではない。 <u>おってまた</u>、標準仕様書に沿ったシステムを利用する場合の利用料は、市町村が全額負担するものとする。	・ 共通化推進方針案に対する意見照会において、「「重層的…の多機関協働事業における…」とあるが、関係者間の情報連携のためには、多機関協働事業につながる前の段階から情報共有が必要であるため、多機関協働事業のみに限定したプラットフォームではなく、包括的な支援体制づくりにおける相談支援のためのプラットフォームの検討をお願いしたい。」との意見がありました。 ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）において「福祉相談業務のDXの促進に当たっては、地方公共団体が福祉分野において幅広く活用できるよう地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら進めていく」とされているところ。 ・ 共通化推進方針案に、標準仕様書に沿ったシステムの利用が市町村の判断であるとされており、相談記録プラットフォームの利用の方法も市町村の創意工夫が考えられることから、その旨を明記していただきたく、左記修正意見をするものです。
【回答】※厚生労働省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 ○回答（一部受け入れ） 以下のとおり修正意見を提出します。 「<u>またおって</u>、標準仕様書に沿ったシステムを利用する場合の利用料は、市町村が全額負担するものとする。」 ○理由 文言の適正化を図る。	

【上記を踏まえた対応（案）】

- 共通化推進方針案については、厚生労働省からの回答のとおり修正するよう求める。